

共同研究

中国の憲法改正からみた 私営企業の認容に関する一考察

The Effects on Private Enterprises due to the Amendments
of the Chinese Constitution

21世紀コーポレート・ガバナンス研究会
(代表 丸山秀平)*

廖 海 濤**

目 次

1. はじめに
2. 中国憲法における私営企業および私有財産権の保護
3. 中国の社会主義市場経済の樹立
4. 中国における私営企業の法的地位
5. む す び

1. はじめに

2001年に中国がWTOへ加盟してから、中国経済は著しく成長してきた。とりわけ、2012年において、中国の経済は少なくとも規模の上では日本を抜いて世界第二の経済大国となった。しかし、中国経済を牽引しているの

* 所員・中央大学法科大学院教授

** 嘱託研究所員・富士大学経済学部経営法学科准教授

は、従来の国有企業だけではなく、私営企業の役割が欠かせない。特に、私営企業は1994年から2004年までの10年間で、著しい発展を成し遂げた。1994年に全国で企業登記している私営企業数は43.2万件であるが、2004年末にすでに365.1万件に達しており、わずか10年の間で8.45倍に増加し、年間成長率は29.79%であった。また、私営企業の登録資本額も1994年末の1,449億人民元から2004年末の47,936億人民元に達していた¹⁾。この10年間で私営企業が発展できた理由は、政府政策の促進または憲法の改正による私営企業の発展の途が開かれたことであると思われる。とりわけ、中国では1970年代末に国家主導の計画経済から民間活力による経済の活性化（改革開放）に政策転換が行われた結果、私営企業などの非公有経済主体が中国経済の表舞台に登場し、私営企業などが国有企業に取って代わる経済の主役となり、地域の活性化にも貢献している。

本稿は、中国の憲法改正による私有財産権の保護および私営企業の認容を考察し、私営企業などの民間活力による地域活性化に着目し、中国が社会主義市場経済を樹立して以来、中国の現行憲法における非公有経済の認容および私有財産権の保護への変遷を踏まえて、中国の私営企業が辿ってきた路を探っていく。

2. 中国憲法における私営企業および私有財産権の保護

中華人民共和国が1949年10月1日に成立してから60年余りの歴史には、私有財産の保護および私営企業の承認について、起伏に富む曲折した歴史が刻まれている。そこには、執政党である中国共産党（内）における社会主義建設をめぐる路線・方針・政策の転換が直接に反映されているといっても過言ではないであろう。

とりわけ、1949年に建国された中華人民共和国では、当時の国民党政府が制定していた法律およびその法制度がすべて廃棄され、社会主義制度の

1) 張厚義等編著『中国私営企業発展報告 No.6（2005）』（社会科学文献出版社、2005年）3頁を参照。

基本理念として、人民民主主義を基本とする法律制度が制定されていく。まず、建国の初期に臨時憲法にあたる「中国人民政治協商会議共同綱領」が制定され、54年憲法（最初の社会主義型憲法）、75年憲法（文化大革命時に制定）、78年憲法（文化大革命後の翌年に制定、この憲法は2度改正された）を経て、現行憲法（82年憲法）に至る²⁾。また現行82年憲法も4度にわたって憲法修正案³⁾による部分改正がなされている。現行82年憲法の改正点は、社会主義市場経済政策の樹立、非公有制経済の発展につれて私有財産が急速に増加することに応じる私有財産権の保護、私営企業等の認容、または私営企業者にどのような法的地位が与えられているかなどを内容とするものである⁴⁾。以下では、中国憲法における私有財産権の保護

- 2) 1954年9月に全国人民代表大会（全人代）の第1期大会で、中華人民共和国憲法（54年憲法）が採択され、人民代表大会制度が中国政権の基本組織であり、国家の基本制度が確立された。その後、1956年の末に生産手段所有制の社会主義的改造が完了されたのち、毛沢東らが本格的に社会主義を実現するために、1954年憲法に対する改正を求めた。全人代の第4期大会には、1975年憲法が採択された。また、1976年10月に「四人組」が追放されることで、文化大革命が終結し、新しい時代に向けて、1975年憲法の誤った規定の改正が必要となり、1978年3月に第5期全人代において、1978年憲法が採択された。その後、1978年12月に開かれた共産党第11届第3次大会で、文化大革命の過ちを全面的に否定する他、「改革開放」の政策決定に合わせて、1982年12月4日の第5期全人代第5回の会議で、現行憲法（82年憲法）が採択されるに至った（中華人民共和国憲法の形成の詳細は、西村幸次郎監修『中国憲法概論』（成文堂、1986年）25-33頁を参照されたい）。
- 3) 中国では、憲法改正の方法として、条文改正式と修正案添付式がある。条文改正式は、原文を改正した部分を含めた全文を公布する仕方である。75年憲法、78年憲法の改正は、この方式をとっているが、現行82年憲法の4度にわたる改正は、いずれも憲法修正案による部分改正である。つまり、公布された修正案は、原文と同じ効力をもって適用される。1988年2月に憲法改正する際に、全人代常務委員会は、修正案添付式を採用することを決定している（王兆国『憲法和憲法修正案—学習問答—』（中国民主法制出版社、2004年）108頁を参照されたい）。
- 4) 1980年代から、中国は現代の社会的需要に対応するように法律体系の全面的な定立に着手し、非公有制経済あるいは私有財産権に関わる立法も注目される

および私営企業の認容について、検討する。

2.1 建国時の社会主義社会への移行的段階（過渡期）における私営企業の認容

1949年9月に、北京で民族統一戦線の代表による中国人民政治協商会議が開催され、新しい政権の構築に向けて、協議が行われた⁵⁾。同協議では、臨時憲法にあたる「中国人民政治協商会議共同綱領」（以下「共同綱領」と称する）を採決し、中央人民政府委員会主席に毛沢東を選出し、同年10月1日に中華人民共和国が建国された。

「共同綱領」は、中華人民共和国の国家権力が結集した統一戦線の組織形態すなわち「中国人民政治協商会議」の政策綱領であるが、共同綱領は、前文と総綱、政権機関、軍事制度、経済政策、文化教育政策、民族政策、外交政策の7章60カ条から構成され、その内容は、建国された国家の体制、国家制度や経済制度の基本原則のほか、国民の権利・義務にも言及しており、一般の国家の基本法とする憲法の内容を形式的に備えている。

共同綱領の第1条⁶⁾では、中華人民共和国が新民主主義すなわち人民

ようになった。これらの変化は、特に憲法の上に明らかに現れている。1982年に制定した現行憲法およびその後の修正案は、いずれも非公有制経済と私有財産に注目し、それを保護するためのいろいろの措置を講じている（華夏「中国における私有財産と非公有制経済の憲法的保障」『比較法雑誌』第35巻第2号（2001年）40頁を参照されたい）。

- 5) 本来ならば、憲法の制定は全国に政権を樹立してから、全国の主権によるべきであるが、1949年の建国当時に戦争がまだ未終結であった等の事情に鑑み、選挙により人民の代表機関を設立して、その代表機関による憲法を制定することは不可能であった。そのため、1949年9月に北京で各人民前線の代表が参加した中国人民政治協商会議第1期全体会議を開き、臨時憲法とする「共同綱領」を採択した（楊一凡主編『中華人民共和国法制史』（黒竜江人民出版社、1997年）56頁参照）。
- 6) 『共同綱領』第1条 中華人民共和国为新民主主義即人民民主主義的国家，实行工人階級领导的，以工农联盟为基础的，团结各民主階級和国内各民族的人民民主專政，反对帝国主义，封建主义和官僚资本主义，为中国的独立，民主，

主義の国家であり、それは、労働者階級が指導し、労農同盟を基礎とし、民主的諸階級および国内諸民族を団結させる人民民主主義専政（独裁）の国家であると定めている。この条文の解釈について、当時の支配的見解は、おおむね次のように考えている⁷⁾。つまり中華人民共和国は、新民主主義社会として成立し、近い将来、社会主義へ移行しうる過渡的な段階に入ったことを示し、この新民主主義の段階では、国家権力の性質は労働者階級独裁（プロレタリアート）ではありえず、それとは区別される人民民主主義独裁、すなわち労働者階級による指導の下での革命階級の連合独裁である。したがって、新民主主義国家として出発した人民民主主義独裁の新政権の最大の課題は、新民主主義革命の残された任務を完遂し、平和的に社会主義革命への転化もしくは移行を実現するための客観的条件を創り出すことである⁸⁾。

そのような社会主義へ移行する過渡的段階において、経済体制には一種の混合的なものをとっていることが見受けられる。「共同綱領」の総綱において、私有財産を保護することを明記し、また共同綱領の第3条は、段階的に封建的・半封建的土地所有制を農民的土地所有制に改めること（土改）を定めていると同時に、労働者、農民、および小資本家または民族資本家が有している私有財産を保護することと明確に規定した。しかし、その一方で、帝国主義の在華特権の取消、「四大家族」（蔣・宋・孔・陳）に集中した官僚資本の没収が、共同綱領の総綱および第4章に盛り込まれていた⁹⁾。

和平、統一和富强而奋斗。

7) 木間正道『現代中国法入門』（有斐閣、2012年）27頁以下参照。

8) 平野義太郎『人民民主主義憲法への史的展開』（日本評論新社、1956年）34頁。詳細は、周恩来の「人民政協における報告（1949年9月22日）」を参照されたい。

9) 当時の中国資本家は、官僚資本家（蔣介石・宋子文・孔祥熙・陳立夫の4大家族を頭とする）と民族資本家の二つに分けられており、官僚資本家は、旧国民党政権の国家権力および外国帝国主義と一体となって国家を売り、労働者などを圧迫したという理由で、新民主主義革命の勝利とともに、彼らの財産は没

そして経済建設の基本方針は、「公私兼顧」(公営企業だけでなく私営企業にも配慮すること)、「労資両利」(労使双方の利益を尊重すること)、都市と農村との相互援助、内外交流の政策によって生産の発展、経済の繁栄という目的を達成することである。また、経済の所有形態として、国営経済形態、協同組合形態、農民と手工業者の単独経営形態、私的資本主義経済形態(従来の民族資本形態)、国家資本主義経済形態の五つがあり(同綱領第26条)、このうち国営経済が社会主義性質的経済であり、国民の生計にかかる事業は、すべて国家集中的に経営しなければならないこと(同綱領第28条)、などを規定した。

その後、1950年6月28日に「土地改革法」¹⁰⁾の制定により、中国全土において、土地の改革(土改)が本格的に行われた。これによって、共同綱領の第3条に示されている「封建的・半封建的土地」の所有権を農民への移行が着手された。1952年、土地改革の結果、当時の約3億人の農民がおおよそ4,670万ヘクタールの土地を無償で獲得した¹¹⁾。土地改革が完了した地区では、土地の分配を受けた農民に「土地所有証」が発給され、彼らはその土地を自由に経営、売買、賃貸する権利を獲得するとともに、それ以前の土地契約はすべて廃棄された。土地改革の後、当時の全国土地の所有形態は、①一般的な農村における土地の所有形態、つまり単独経営農民による私的所有と、②都市の近郊では、土地の使用権¹²⁾のみを農民に与え、

収された。この没収財産が、中国の国営経済の基礎ともなっている。しかし、民族資本家はどちらかというと、新民主主義革命に対しては、つねに中立的態度をとっており、革命が勝利したのちには、労働者階級の政治指導的地位を認め、国家の指導のもとに愛国運動と経済復興の事業に参加しており、それ故に、民族資本家は、新中国において一定の地位が認められている(平野、前掲注8)、173頁)。

10) 「中華人民共和国土地改革法」(1950年6月28日中央人民政府委員会第8次会议通過)。邦訳は、平野義太郎編訳『現代中国法令集』(日本評論社、1955年)64頁以下参照。

11) 木間正道『現代中国の法と民主主義』(勁草書房、1995年)96頁以下を参照。

12) 都市近郊の国家的所有の土地を耕作する農民に、「国有土地使用証」が発給

その所有権は国家に属する、という二つの形態が見受けられるようになった。

1) 54年憲法の制定および生産手段¹³⁾の私的所有の認容

中国建国時に制定された臨時憲法にあたる「共同綱領」は、いずれにせよ社会主義への移行の過渡段階に制定されたに過ぎなかったため、しかも共同綱領には、憲法の制定もしくは改正に関する条項も欠けていたことで、1953年1月に当時の臨時最高権力である中央人民政府委員会の主席である毛沢東が、「憲法起草委員会」の設置を決定した。同年6月に、同委員会は「憲法草案」を中共中央に提出し、全国に約2カ月にわたって意見徴収が行われた。この意見徴収には、およそ1億5000万人が参加し、100万に上る修正および補充意見が出されたといわれている。これを踏まえて同草案にさらに修正が加えられ、同年9月20日に、人民主権を代表する最高国家権力機関である第1期全国人民代表大会（全人大）¹⁴⁾第1回会議¹⁵⁾は、中国の最初の社会主義型憲法すなわち「中華人民共和国憲法」（以下、

され、その土地所有権が法的保護の対象となる（木間、前掲注11）、99頁）。

- 13) 生産手段（means of production）とは、生産的消費の対象となるもので、労働過程における物的諸要素である。労働対象（主として原料など）と労働手段（主として機械など）とに分かれる。生産手段を誰が所有しているかによってその社会の生産関係の性格が決定される。つまり、生産様式には一般的に土地、資本、労働の三つの要素から構成されているが、これらのうち物的で受動的な要素である資本と土地を生産手段という（『有斐閣経済辞典（第5版）』（有斐閣、2013年）702頁を参照）。
- 14) 全国人民代表大会は、中華人民共和国の一院制議会である。憲法上、国家の最高権力機関および立法機関として位置づけられている。日本では略称を全人大と表記する場合が多い。中国では全国人大、人大と略される。また、中国共産党全国代表大会を開催するとき、共産党が出された「政策決定」は、中国の政治経済の方針を決めることもあり、さらに、共産党が出された「政策決定」に基づき、実際に法律の改正に大きな影響を与えている。
- 15) 中国には全国人民代表大会および中国共産党全国代表大会を開催するに当たり、通常に第○届○次会議と表記されているが、本稿は両会議を区別するため、全国人民代表大会の会議は、第○期○回会議とし、中国共産党全国代表大会は、第○届○次会議として用いている。

54年憲法と称する)を採択した。

54年憲法は、中国における最初の社会主義型憲法であるが、完全な社会主義憲法つまり社会主義社会に対応する憲法ではない。すなわち、この憲法の前文および第4条で示されているように、中国が社会主義の建設と社会主義的改造の事業に取り組み始めている歴史的発展を促進するために、社会主義社会を建設する目的をもつ憲法が制定されたのである。つまり、54年憲法がすでに社会主義を完全に達成した後の憲法ではなく、それは社会主義社会への建設することを目的¹⁶⁾とする憲法である。しかし、54年憲法が制定される際に、当時のソ連および先行する人民民主主義国家の憲法が参酌されており、特に同憲法の全三章の構成はソ連の36年憲法に範をとったものである¹⁷⁾。

とりわけ、54年憲法は、共同綱領が明示しなかった社会主義の建設を実現する目的を政権の目標としており、多様な生産様式ないし生産手段の私的所有については、共同綱領の規定をほぼ承継したものの、新たに国家経済制度の生産手段所有制などが制定されている¹⁸⁾(同憲法第5条を参照)。また同憲法は、公民の財産権についていくつかの条項を設けていた。つまり同憲法の第11条は、国家は公民の合法的収入、貯金、家屋および各種の生活手段の所有権を保護することを規定し、また、第12条には、国家は公民の私有財産の相続権を保護することも規定された。

とりわけ、54年憲法は社会主義を達成する目的であるが、その構成および法規定の仕方については社会主義型憲法に過ぎない。一般に資本主義の憲法は、財産権の保障は神聖不可侵であると謳うのに対して、54年憲法は私有財産権を徹底的に保障しておらず、同憲法で定められた所有制の背後

16) この点につきまして、54年憲法は、ソ連36年憲法のような「社会主義憲法」(社会主義社会を完全に達成したのちの憲法)と異なっている。

17) 平野、前掲注8)、168-170頁を参照。

18) 1954年憲法の第5条「中华人民共和国的生产资料所有制现在主要有下列各种：国家所有制，即全民所有制；合作社所有制，即劳动群众集体所有制；个体劳动者所有制；资本家所有制」。

にあるのは階級関係である。例えば、54年憲法が規定する生産手段の所有形態には、主として、国家的所有すなわち全人民的所有、協同組合的所有すなわち勤労大衆による集団的所有のほか、特例として単独経営の勤労者による私的所有および資本家による私的所有（同憲法第5条）が認められているが、いずれにせよ、生産手段の私的所有が社会主義的改造の対象となる（同憲法第7条～第10条を参照）。つまり、54年憲法では、「私的所有」を完全な保障ではなく、「階級関係」の下で私的所有が認容されたに過ぎないである。

その後、54年憲法が掲げた生産手段の所有の社会化という観点から「社会主義的改造」が着手された。まず、毛沢東が「過渡期の総路線」¹⁹⁾を提起し、社会主義の建設の第一次5ヵ年計画が始まった。とりわけ、同総路線は、人民権力のもとで平和的に社会主義革命と社会主義建設を推進することを指示している。そのため、生産手段の所有制に対して社会主義的改造（公有化）がなされた。1953年頃から、従来、農村の土地改革によっていったん農民に私有された土地が、農業の生産性を向上させるという理由で集団農業への移行が始められ、2年足らずの間に農村の土地の集団化がほぼ達成された。また、都市の工業資本は、建国の直後から一部を除いて国有化されていたため、農業集団が達成されたことによって、1956年には社会主義的改造（公有化）が完了した。

2) 政治優位（階級闘争）時代における生産手段の私的所有の全面的否定

1956年9月の中国共産党第8届全国代表大会において、劉少奇が過渡期の総任務つまり農業・手工業・資本主義的工商業の社会主義的改造の基本的な達成を目的とする政治報告を行った。同報告では、中国における社会主義社会制度が基本的に確立され、国内の主要な矛盾は、すでに中国のプ

19) 1953年に毛沢東によって提起された「過渡期の総路線」の内容は、次の通りである。すなわち「中華人民共和国の成立から社会主義改造を基本的に完成するまでが一つの過渡期である。この過渡期における総路線と総任務は、相当長期にわたって社会主義改造と社会主義工業化を一步一步実現することである」ことを示している（『人民手冊1955年』448頁を参照されたい）。

ロレタリアート（労働者階級）とブルジョアジー（資本家）間の矛盾ではなく、経済・文化の急速な発展に対する人民の要求と、当面の経済、文化が人民の要求を満たし得ていない現状との間の矛盾であり、党と全国人民との当面の主要な任務は、全力を挙げて社会主義の生産力を発展させて先進的な工業国を建設し、経済・文化に対する人民の需要を満たすことにあると指摘されている。前記大会は、政権にあたる共産党の建設問題を強調し、民主集中制と集団指導制度を堅持し、個人崇拜に反対し、党内の民主主義と人民民主主義を発揚し、党と大衆とのつながりを強化しようとする、これは新しい時期における社会主義事業の発展と党建設の方向であると示した²⁰⁾。

しかし、翌年の1957年2月に毛沢東は、最高國務会議で「关于正确处理人民内部矛盾的问题（人民内部の矛盾を正しく処理すべき問題について）」と題する講話を行った（同年6月19日付「人民日報」に公表²¹⁾）。毛沢東は、この講話の中で、中国が社会主義社会に移行するという認識に立ちつつ、社会主義社会に移った後も「人民内部の矛盾」と「敵味方の矛盾」という性質の異なる2種類の矛盾が存在し、これらの矛盾の存在と性質を分

20) 人民網：http://jpn_cpc.people.com.cn/69714/4726199.htmlを参照されたい（2016年10月26日に日本でアクセスした）。また、当該の大会で当時の最高人民法院院長である董必武が、社会主義の建設にあたる「適法性」の重要性を訴えた。適法性の意味は以下のように理解されている。つまり、適法性とは、①「基づくべき法がなくてはならない（有法可依）」、②「法があれば必ずこれに従わなければならない（有法必依）」、③「すべての国家機関およびその勤務員（＝公務員）が「法によって事を処理しなければならない（依法办事）」ということである。しかし、その後中国社会における毛沢東の個人敬拝が深刻になり、同大会でいったん打ち出した法典化・適法性重視の方針も国内外の原因で、54年憲法の実効性および規範性を一段と低下させる政治状況の中で事実上に放棄されることになっている（小口彦太＝田中守信『現代中国法』（成文堂、2012年）8頁を参照）。

21) 同講話の内容は、<https://www.marxists.org/chinese/maozedong/marxist.org-chinese-mao-19570227AA.htm>を参照されたい（2016年10月26日に日本でアクセスした）。

別し、正しい処理をしなければならないと説いた。

毛沢東によれば、社会主義社会では基本的に人民内部の矛盾が主要なものであり、この種の矛盾の処理・解決の方法は、説得と教育であるとされ、また、敵味方の矛盾においては、一般的に人民民主独裁（人民民主専政）および階級闘争（階級斗争）の方法により解決すべきことを主張している。従来、歴史的に社会主義社会論では、社会主義革命の勝利後、社会主義社会の内部には矛盾はなく、社会の利益と個人の利益とは一致し調和しているという見方、いわゆる「無葛藤の理論」が支配的であった。この「二種の矛盾論」の提起は、中国法の本質と機能をどのように理解するかに関わり、深くかかわるだけに、法学理論や実定法の解釈および適用に与えた影響は甚大であった²²⁾。その結果、特に生産手段の私的所有は、その後全面的に禁止されるに至った（後記2.2）。

2.2 75年憲法における生産手段の私的所有の全面的禁止

毛沢東が提出した「二種の矛盾論」によると、生産手段の所有は社会主義化を達成した後、「イデオロギー面での階級闘争」が依然として存続しており、生産手段の私的所有は人民によるプロレタリアートの階級闘争の範疇であり、共産主義への実現の障害とされた。また、それ以降の中ソ両国共産党のイデオロギーの対立から、中国共産党は独自に共産主義の実現に向けて歩を進めていた²³⁾。

とりわけ、1960年代前半から農村部における「三自一包」（自留地・自由市場・損益の自己負担および生産任務の一戸毎請負を指す）の政策は、

22) 木間、前掲注7), 35頁。

23) すなわち、中国型社会主義法の形成は、その初期において基本的にはソ連の36年憲法で確立したソビエト法をモデルとして出発した。その後、1956年2月にソ連共産党20回大会での「スターリン批判」などの政治的波及を受けて、中共産党は独自の対応を模索し始めていた。生産手段の所有制の社会化の実現を予想より上回るスピードで達成する一方で、54年憲法における人民代表選挙は、とりわけ農村部の基層における人民代表の直接選挙は1956年を最後にその実施が確認できなくなった。

その後のプロレタリア文化大革命（以下、文革と称す）で修正主義として激しく批判され、過渡期階級闘争の理論として文革の発動の発端となり、文革を支えるイデオロギーともなっていく。

1966年5月の中共中央政治局拡大会議から1976年10月の「四人組」（江青、王洪文、張春橋、姚文元）逮捕まで、ほぼ10年にわたり一般の人民大衆を巻き込んだ大規模な政治社会運動としての文革は全国に蔓延した²⁴⁾。1966年以降の文革期においては、憲法や選挙法などが棚上げされ、国家裁判機構である人民法院の機能が停滞した。このことは、当時の中国社会が法を媒介としない状況にあったことの結果とみるほかはない。

文革の混乱に国家レベルの終止符を打つべく毛沢東は、1970年3月の共産党中央工作会議において、全国人民代表大会の開催および54年憲法の改正問題を提起したが、「林彪事件（1971年9月のクーデター未遂事件）」によって懸案の処理は先送りされることを余儀なくされた。その後の1975年1月17日に、およそ10年ぶりに再開された第4期全国人民代表大会第1回会議で、54年憲法と全く異なる第2番目の「中華人民共和国憲法（以下、「75年憲法」と称する）が採択された。75年憲法に対して、現代の中国憲法学界の評価は全面的否定ともいえる。つまり、54年憲法は社会主義を実現する過渡期であるとして自らを位置付けていたが、1956年に所有制の社会主義的改造を完了して社会主義に移行したことにより、この位置付けが

24) 文革の発端とされたのは、1966年5月以降の中共中央の路線対立であるとされる。同年5月16日、共産党中央政治局拡大会議で「中国共産党中央委員会通知（5・16通知）」を通過し、これは文革の綱領的文書となり、文革の目的および指針も盛り込まれていた。また、同年の8月共産党の第8期11中全会は「プロレタリア文化大革命についての決定」を採択し、文革の主要な対象が党内の「資本主義の道を歩む実権派である（走資本主義的当権派）」ことを明記するとともに、実権派から指導権の奪還（奪権）を打ち出し、すべての組織・機構が人民の全面的な自己解放を前提とするプロレタリアート独裁の原理に基づき再編されるべきことを提起した。最後に、お互いに造反派を自称しながら多くの人命が失われた大規模な「武装闘争」にエスカレートし、共産党内部の矛盾が深刻化した。

実態に合わなくなった。また1960年の中ソ共産党対立が決定的となり、ソ連憲法をモデルしている54年憲法の空文化がもたらされていた。さらに、文化大革命期の不安定な政治的環境の中、法を軽視する傾向が強まり、憲法の改正をなかなか実現することができなかった。ようやく前記の全国人民代表大会で、「75年憲法」が採択されたが、同憲法は全30条しかなく、この簡易な内容は文革で生じている法を軽視する傾向²⁵⁾を表しており、とりわけ75憲法を生み出した政治そのものへの、また政治性を直截に表現した憲法の内容に過ぎなかった。この75年憲法は、その成立直後に文革が終結するとともに、わずか3年間足らずのうちに効力を消滅するに至った。

75年憲法は、生産手段の所有制について、全人民的所有と集団的所有の2種類しか認めていない（75年憲法第5条）。また私的所有権の保護より、公共財産の神聖不可侵（同憲法第8条）を規定し、公民の財産権として、労働の収入、貯蓄、家屋などの生活ための所有権を認容しているが（同憲法第9条2項）、非農業者および農業者の個人的経営は禁止を余儀なくされていた（同憲法第5条2項を参照）。特に、文革から中国共産党第11届第3次中央委員全体大会（共産党第11届3中全会）まで、あらゆる個人経営が厳しく禁止され、あらゆる個人（私的）経済活動は「資本主義の毒草」と見做され、厳しく処罰を受けた。

2.3 1978年「中華人民共和国憲法」制定の経緯

1976年、毛沢東、周恩来など中国の政治首脳たちが相次ぎ死去し、「四人組」の逮捕など、なお不安定な政治状況が続き、翌年の1977年8月に開かれた中国共産党第11届全国大会で華国鋒の「政治報告」のなかで、「第1次文化大革命の終結」が宣言された。1978年3月5日に開催された第5期全国人民代表大会で1978年憲法が採択された。同憲法は、前文と全四章、全60箇条から構成されていた。その主な内容は、以下の通りである。

①生産手段の所有制は、全人民所有制と集団所有制から構成される（同

25) 小口=田中、前掲注20)、12頁を参照。

憲法第5条)。つまり78憲法では、個人労働者による生産手段もしくは私的所有はまだ認められていなかった。②個人所有権の保護については、国家が国民の合法的所得、貯蓄、家屋という各種生活手段の所有権を保障する(同憲法第9条)。これは、再び54年憲法の趣旨に戻ったが、持株の金利など非労働による収入は、依然として認めていないとみられる(同憲法第10条を参照)。また、同法第7条では、75年憲法と同じに、農民に少量の自留地、自留家畜しか認めていなかった。③同憲法第8条には、社会主義の公共財産の神聖不可侵のほかに、「国家および集団財産の横領および浪費を禁ずる」旨の規定が加えられた。また、54年憲法に定められていた国民が「公共財産を愛護し保護する義務」が復活した(同憲法第57条)。④初めて、工業、農業、国防、科学を進歩促進のため、「四つの現代化」と、環境保護、「計画生育(一人子政策)」が憲法上に定められた(前文、同憲法第11条、第53条3項)。

78年憲法は、文革からの離脱、「民主と法制」の再建と強化という基本方針を樹立しつつも、なお75年憲法を大きく踏み越えていなかった。すなわち78年憲法は、共産党の指導性、国家の性質、生産手段の所有形態など、多くの内容について75年憲法を承継する一方で、国家機構や国民の権利・義務に関する規定では54年憲法の条項を再生させたことにとどまっていた²⁶⁾。その典型例として、78年憲法の第45条で規定されている「四大の権利」(大鳴・大放・大弁論・大字報の権利)がある。このような状況のなか、早くも制定から1年後の1979年6月に、第5期全国人民代表大会第2回会議では、中華人民共和国憲法に関する改正の若干問題の決議(关于修改《中华人民共和国宪法》若干问题的决议)が採択され、78年憲法の第一次修正に至った。

26) 西村幸次郎『中国憲法の基本問題』(成文堂、1989年)191頁を参照された
い。

2.4 現行憲法（1982年「中華人民共和國憲法」）の制定による個人経済の承認

1978年12月18日に中国共産党第11届第3次中央委員会全体大会（中国共産党第十一届中央委员会第三次全体会议，いわゆる中共十一届三中全会である）が開かれ、中国はこの大会で、共産党の中心政策を「階級闘争」から、「社会主義の現代化建設」へ移行する結果、歴史的に戦略的政策を転換した²⁷⁾。つまり、1976年の文革の終結とともに、一転して脱文革が図られた。同大会では、中国の経済は「改革開放（民間活力の重視）」の基本方針に基づき、単一の計画経済から計画経済と市場経済の併存へ変更され、財産公有制を基礎とする国営経済が主導とするものの、開放的・活力的な多元経済体制が形成されていく。とりわけ、中国の経済は体制の改革が要求される。改革開放とは、計画経済から商品経済・市場経済および市場開放（外資の導入）である。改革と開放を車の両輪に見立て、いずれかを推進させるためには他方の存在が不可欠であるとともに、相互に連動させることで相乗効果を得るともいえる。また、民主と法制の樹立も図られている。特に外資の導入に対する法的環境設備という側面も強く強いらられ、その後、中外合資経営企業法等の涉外取引に関する立法もみられる²⁸⁾。

つまり、1956年において生産手段の所有の社会化を基本的に達成したが、生産力の立ち遅れ、商品経済の未発達という条件の下で、中国が社会主義を建設するには、どうしても計画経済と市場経済が併存する特定な段階を通らなければならない。だが、78年憲法には、生産手段の公有所有制経済しか認めていないため、急速に変化している中国経済の実状に適応できない状態になっていたため、1980年9月に開かれた全国人民代表大会で

27) 大会の内容は、中国共産党新聞網 <http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64168/64563/65371/4441902.html#> を参照されたい（2016年10月29日に日本でアクセスした）。

28) 鮎京正訓『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009年）12-13頁を参照されたい。

は78年憲法の第二次修正が行われたが、依然として「改革開放」の政策に追いつかず、1982年12月4日の第5期全国人民代表大会第5回会議では、現行「中華人民共和国憲法(82年憲法)」が採択された²⁹⁾。

現行82年憲法は、前文と第1章総則、第2章国民の基本権利と義務、第3章国家機構、第4章国旗、国章、首都の4章、138箇条から構成される。82年憲法における生産手段の保護についての主な内容は、以下の通りである。

1) 82年憲法における個人(私的)経済への承認

82年憲法の前文および第1条では、中国は「四つの現代化(工業、農業、科学技術、国防の現代化)」を目指す人民民主専政(独裁)の社会主義国家と定められ、「計画生育(一人子政策)」が基本国策として維持されている。

次に、公有制経済と公有財産制度について、多くの規定が盛り込まされている。まず、生産手段の私有制の社会主義改造はすでに完成し、国家の社会主義経済制度の基礎は全人民所有制と集団所有制の社会主義公有制である(前文、同憲法第6条)と宣言し、国营経済³⁰⁾は社会主義の全人民所有制経済で、国民経済の主導力であり、国家はその強化および発展を保障する(同憲法第7条)。また、国家が公有制経済を基礎に計画経済を実施し、市場経済は補助機能を通じて国民経済の均衡を図り、いかなる組織と個人のいかなる手段による社会経済秩序の攪乱と国家の計画経済の破壊を禁止する(同憲法第15条)。つまり、1982年当時は、中国経済が本質的に社会主義経済であり、公有制経済の主導的地位が確保されていたが、後の1993年の憲法修正案の第7条³¹⁾において、現行憲法の第15条に修正を加

29) 王家福=加藤雅信『現代中国法入門』(勁草書房, 1997年) 29頁参照。

30) 「国营経済」について、1993年中華人民共和国憲法修正案の第5条において、「国有経済」と修正されている。

31) 1993年3月29日の第8期全国人民代表大会の第1回会議では、93年憲法修正案を通過した。同修正案の第7条では、現行憲法第15条において、国家は社会主義市場経済を実施するほか、経済立法を強化することを通じて、経済の発展

えた。

全人民所有制経済のほかには、集団所有制経済も公有制経済として定められている。82年憲法の第8条によれば、農村の人民公社、農業生産共同組合などの各種の形態の共同経済が社会主義の勤労大衆の集団所有制経済で、農村の集団経済組織に参加する労働者は法律で定められている範囲内で自留地、自留山、家庭副業を営み、自留家畜を飼育する権利を有する。また、同条第2項では、国家は都市と農村の手工業など各業に従事する集団経済組織の合法的権利を保護すると定めている。つまり、この条項は、54年憲法、75年憲法、78年憲法の関連条項を継承したものであるが、人民公社以外の協同経済組織も認められている。また同法の第95条では農村の「郷、鎮」（日本においては、行政庁を意味する）に人民政府を設置する規定を加え、「政社合一の組織」である人民公社から政権機能を剝奪し、人民公社を農村の純然たる協同経済組織とした。現行憲法第95条の制定は、20年以上にわたって中国の社会主義の表彰とされる人民公社の解体を示した重要な規定である。

そのほかには、公有財産について、集団の所有を除くすべての天然資源は全人民所有で、いかなる組織と個人のあらゆる手段による侵奪と破壊は禁じられる（同憲法第9条）。特に法律の定めによる集団所有を除きすべての土地は全人民所有（国家所有）で、国家は公共利益の必要のために法律の規定に従って、土地を収用することができ、いかなる組織と個人は土地の侵奪、違法売買、賃貸借など譲渡が禁じられる（同憲法第10条）と定め、従来の土地の公有制・国有性を再確認するとともに、「国家の公共財産を神聖不可侵」とすることが示されている。また、国民が公共財産を愛護することが国民としての義務であると定められている（同憲法第12条、第53条を参照）。

をコントロールし、法律の定めによる社会経済秩序の攪乱と国家の計画経済の破壊を禁止することと改めた。

2) 82年憲法における生産手段の私的所有への拡大

だが、現行82年憲法は、公有財産に神聖不可侵という絶対的優位を与えているにもかかわらず、私有制経済および私有財産権も保障している。私有制経済について、同法の第11条には、法律に定められた範囲内で認められる都市と農村における労働者の個人(私的)経済は社会主義公有経済の補充であり、国家は個人(私的)経済の合法的な権利を保護すると定め、私有制経済は、社会主義経済の一部であることを確認した。憲法第11条の立法は、旧78年憲法第5条2項に定めている私営営業主が居住組織などの統一的な管理の下で、他人の労働力を搾取しないおよび社会主義集団化に向ける指導などの制限規定を撤廃し、個人(私的)経済は「資本主義の毒草」³²⁾と見做されず、行政機関の監督および指導の下で、社会主義集団化の実現という対象にはされない独自かつ恒久的な経済制度の一つであり、憲法でその法的地位が確立されている。

また、公民の合法的な所得、貯蓄、家屋とその他の合法的な財産の所有権を保護する(同憲法第13条1項)と同時に、国家は、法律により、公民の私有財産の相続権(同条2項)も保障する。現行82年憲法における公民の財産権に関する規定が、75年および78年憲法とその法的性質が異なるだけでなく、54年憲法と比べても大きな発展が認められている。すなわち、現行82年憲法の第13条における私有財産権とその相続権の保護条項は、54年憲法の関連条項における公民の「その他の生活手段の所有権」という用語が「その他の合法的財産の所有権」と変えられることによって、公民の財産権の保護の範囲を拡大させた。マルクス経済学によれば、「生活手段」は日常生活に必要な財産ということで、資本的な財産である「生産手段」には含まれていない。「他の合法的な財産」は、「生活手段」と「生産手段」の両方を含んでいると考えられ、公民の財産権の保護範囲を拡大していることになる。

さらに、国家機関およびその公務員により公民の権利が侵害された場

32) 王=加藤、前掲注29)、33頁以下参照。

合、公民は損害賠償請求権を有する（同憲法第41条3項）と定め、公民は国家権力による侵害に対して、その損害賠償請求権が認められている。そのほかには、外国企業・中外合弁企業の合法的な利益を保護することを明言し、国家は中国の国内における外国人の合法的な権利およびその利益を保護する（同憲法第18条2項）と定めることで、外国人および外国企業法人の財産権を保護することを明言している³³⁾。

3. 中国の社会主義市場経済の樹立

1988年4月12日、第7期全国人民代表大会第1回会議において、現行82年憲法の改正が行われた。憲法修正案の第1条として、「国家は、法律の定める範囲内において、私有経済が存在・発展することを認め、私有経済は社会主義公有制経済を補充するものである。国家は、私有制経済の合法的権利と利益を保護し、私有制経済に対して指導、監督および管理を行う」という条文が、現行憲法の第11条2項として、付け加えられた。この条項の新設により、正式的に私有制経済が社会主義公有制経済を補充するものであることが認められた。さらに、1999年3月の憲法改正の際³⁴⁾、私有制経済は社会主義公有制経済の重要な構成部分と改められた。

また、88年の憲法修正案の第2条として、現行82年憲法の第10条の規定「いかなる組織と個人も、土地を不法に占有、売買、賃貸、またはその他の形式で土地を不法に譲渡してはならない」に続いて、「土地の私有権は法律の許す範囲内で譲渡することができる」という文言が付け加えられた。つまり、土地の所有権は従来の通り国家が所有しているが、法律の定めにより、その許可範囲内において、個人もしくは法人等が土地の使用権を獲得でき、その使用権の自由譲渡も憲法で容認している。

33) 胡錦光 = 韓大元『中国憲法の理論と実際』（成文堂、1996年）224頁参照。

34) 1999年の憲法修正案第16条では、現行憲法第11条1項が「法律に規定する範囲内の個人経済及び私営経済等の非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である」と改められている。

3.1 憲法の改正による私営企業の追認

1988年の憲法改正は、経済体制改革の過程において、経済活性化の主力になる個人経営について、憲法の規定より、その存在と発展を認めるものであった。また、これまでの憲法では認めていなかった土地の賃貸を、土地使用権の譲渡の形式で認めている。

同憲法の改正は、現状追認の形で、私営企業の存在と発展を公認し、中国は、社会主義計画経済体制から市場経済体制へ、体制転換を図るための法制度を整備したことになる。この憲法の改正に伴って、同年6月に「私営企業暫定条例」が施行された³⁵⁾。同条例の第2条では、「企業資産が私人に属し、かつ8人以上を雇用する営利的経営組織」が「私営企業」として、法律上で公認された。私営企業は、生産手段を私有し、賃金労働者を雇用する資本主義企業に外ならない³⁶⁾。この私営企業は、中国の農村において、1989年末で、企業数9万社以上、従業者数164万人、総生産額97億元以上に達している³⁷⁾。

1988年の憲法改正は、土地使用権の譲渡および私有制経済に関する当該条項を追加したものである。これは、1979年以降に中国の農村で改革開放政策の実施により、「農家の生産請負と生産責任制」³⁸⁾という個人家庭、個人連合を中心とする自由生産方式が導入され、予想外の成功が収められた

35) 拙稿「中国会社の機関構成に関する一考察」（『東洋大学大学院紀要』第40集，2003年）48頁を参照されたい。

36) 拙稿「中国における私営企業の法的地位に関する一考察」（『東洋大学大学院紀要』第41集，2004年）32頁。

37) 川井伸一『中国私営企業と経営』（愛知大学経営総合科学研究所，1998年）18頁。

38) 1978年に試験的に導入された生産責任制の方法は多様であるが、その具体的方法が大勢として各戸請負制である。つまり、生産と分配の基本単位である生産隊（従来の統一的経営主体）から農家ごと（つまり「戸」）へ移行することとなり、その実質は、個人農民が集团的所有の一定の地片に対して、生産任務と損益を法的媒介形態としての契約（合同）に基づいて請負うものである（木間，前掲注11），117頁）。

波及効果であると考えられる。農家の生産請負制と生産責任制は、法的には土地の使用権と所有権との分離を前提として成立する生産様式であるので、実質上、「請負経営権の譲渡」の形式で、土地使用権の有償譲渡や土地の再譲渡が行われていた。

一方、国有である都市部の土地は、外国資本導入を促進するため、経済特別開発区などにおいては、土地の有償譲渡も行われていた。1984年12月の「経済体制改革に関する中共中央の決定」³⁹⁾を契機に改革の中心は都市部に移行することになり、全国的な範囲で経済自由化改革が行われ、個人（私的）経営経済と私有制経済などの非公有制経済が飛躍的な成長を遂げた。1982年現行憲法が制定される当初の中国は、まだ改革開放の初期段階であり、個人経営者の数も少ないが（1978年の際、北京市の個人経営者が259人しか存在しなかった）、私営企業の国民経済に占める割合も極めて低かった⁴⁰⁾。従って82年憲法の第11条には、個人（私有）経済は社会主義公有制経済を補充するものであると規定するのみで、私有制経済は公有制経済を補充する役割しか認められなかった。その後、改革開放の進行につれて、私有企業がますます多くなり、私有制経済も活発となり、私有制経済などの非公有制経済は国家市場の活発化および労働者の雇用の場として拡大され、生産発展の促進、国家の税収増加、人民大衆の生活への満足などのいずれの面において、大きな役割を果たした。1988年の憲法改正により私営経済の追認は、これまですでに私営企業が発展してきたこと、および土地使用権の有償譲渡が行われているという事実、または国民経済におけるその重要な役割を認め、一歩前進したものであると考えられる。

しかし、1988年の憲法改正案は、土地の使用権にせよ、私有制経済にせよ、実態として存在するものを中国共産党が政策的に公認し、国家が憲法を改正することによって、これらを法的に追認した形をとったに過ぎない。憲法改正の最も主要な動因を強いて挙げるとすれば、それは違憲もし

39) その決定の詳細は、人民中国網：http://www.peoplechina.com.cn/zhuanti/2008-12/17/content_170668.htmを参照されたい（2016年10月26日アクセス）。

40) 華夏、前掲注4）、45頁参照。

くは違憲の疑いのある現実を放置するならば憲法の安定性を欠くことになる。そこで、憲法の一部を改正することによって憲法規範と現実の乖離を埋めることであったということに尽きるとの指摘がある⁴¹⁾。

3.2 非公有経済の形成およびその発展

1988年の憲法改正に伴う私営企業等の目覚ましい発展に対し、1989年以後の国有企業の業績不振は対照的である。とりわけ、1989年に国有企業の従業者が全国従業者の50.9%であったが、1990年には45%になった。また、固定資産残高の比重は90.5%から79.8%に、上納利益および税金の比重は86.9%から77.2%に、それぞれ低下した。個々の地域では、この現象はさらに顕著である。例えば、広東省では1992年に非公有制の企業はすでに117.1万社になり、従業者数が634.3万人である。非公有制企業の登録資本額が2646.8億元で、全体の52.4%にも達し、国有企業の31.2%と集団所有制企業の16.4%の合計を上回った⁴²⁾。

国民経済における国有企業の比重が低下したことは、経営業績の悪化の結果とも考えられている。1992年に全国の大中型企業の22.5%が赤字であり、1993年には、赤字企業の比率は33.8%にも上った。当時、赤字の国有企業は3分の1強で、利益を上げている国有企業はおよそ3分の1しかないといわれていた⁴³⁾。これに対して、1989年以降、私営企業は順調に発展している。特に、1992年以降は、私営企業数も急速に増加している。国家工商行政管理総局が公表した統計(国家工商行政管理総局(編)『工商行政管理統計(1989~2003)』を参照されたい)によると、1995年末時点で、私営企業数65.5万、従業員数822万人、登録資本額2622億元であり、それ

41) 木間、前掲注11)、93頁以下を参照されたい。

42) 愛知学泉大学経営研究所編著『中国の企業改革』(税務経理協会、1995年)151頁参照。

43) 国有企業の赤字の原因は、国有企業の技術の陳腐化、内部管理の不行き届きなどが挙げられるが、最も主要な原因は、国有企業には経営者の経営に対する意欲がないこと、または社会主義的な平等配分制度であると考えられる(前掲注42)、151-152頁参照)。

ぞれ1989年当時の7.2倍、5.78倍、31.0倍になっている⁴⁴⁾。特に企業数だけでなく、企業の規模も急速に拡大していた。登録資本金100万元以上の企業数は91年には662社から99年の124,848社に増加し、うち100万元から500万元の企業は107,821社、500万元以上は17,047社に増大している。これと並んで、私営企業の従業員数もこの間、大きく増加した。それは国有企業にリストラされて一時帰休状態にある労働者（下崗労働者）の受け皿として大きな役割を果たしたからである⁴⁵⁾。以上のデータからみると、中国の非公有制経済主体（私営企業等）が、中国経済の成長に大きく貢献している、と考えることができる。

3.3 計画経済から社会主義市場経済への移行

このような社会情勢の中、1992年10月に開催された中国共産党第14届大会は、「社会主義市場経済」の実現を経済の目標として決定した。これにより、中国は計画経済から市場経済への転換を理論的に樹立し、本格的に市場経済への移行に取り組むこととなった。

計画経済から社会主義市場経済への移行の背景は、以下の要因にあると考えられる。つまり、当時の中国においては、1988年憲法の改正より、私有経済の存続・発展が認められ、私営企業等が大きく成長した結果、従来の国営企業⁴⁶⁾の非効率的体質が調整政策下でも改善されず、中国経済の構造矛盾が激化する要因となり、国営企業をはじめとする伝統的経済システムを根本的に改革する必要に迫られていた。また、1991年におけるソ連・東欧などの社会主義国の崩壊が反面教師となり、体制を維持するためには、経済成長をさせていくことが不可欠となり、かつ共産党主導で改革・

44) 川井、前掲注37)、18頁。

45) 郭新平「中国における私営企業の企業統治」（立教大学社会学部研究紀要『応用社会学研究』第49号、2007年）187頁参照。

46) 1993年憲法修正案の第8条には、現行憲法第16条における「国営企業」の用語が、「国有企業」に改めた。つまり国家は企業の経営権から完全に離れ、企業に自主的な経営意思決定をさせる狙いであるものとみられる。

開放を推進していくことが必要なことと認識していた。そのほかには、貿易や外資導入などによって、対外経済関係が好調であったことが改革開放推進に肯定的な環境を作り出したと考えられる⁴⁷⁾。

中国共産党第14届大会で採択された報告によれば、社会主義市場経済の内容は、次のように表現されている。「中国では、1979年以来14年間推進してきた改革開放が、生産力を開放し、発展を成し遂げ、これを通じて中国的特色を持つ社会主義を建設することの内容として示された。その本質と目標は、生産力の発展を束縛している経済体制を根本的に変革して、生き生きとして活力に満ちた社会主義の新しい経済体制を打ち立てると同時に、これに合わせて政治体制およびその他の体制を改革し、中国の社会主義現代化を実現することにある。経済体制改革の目標は、共有制と労働に応じた分配を主体として、その他の所有制と分配を補充とすることを堅持することを基礎として、社会主義市場経済体制を形成し、完備することである」⁴⁸⁾。

しかし、なぜ市場経済の前に「社会主義」を付け加えるのか？この点について、党大会直後に『人民日報』は次のような解説を發表している。「要するに、市場経済そのものが本来社会主義のものだといっているのではなく、われわれが社会主義の条件の下で市場経済を実現することを表明しているのである。これは世界の発展史上これまでなかった中国共産党人の創造である。我が党は「市場経済」という資本主義の専売特許の名詞を自らの正式文章に書き込んだことで、これは我々の思想大解放であり、社会主義経済理論上の重大な突破である」⁴⁹⁾と唱えている。

47) 小林昌之『アジア諸国の市場経済と企業法』（日本貿易振興会・アジア経済研究所、2000年）51頁参照。

48) 中国国务院発展研究センター編・『中国経済—社会主義経済のすべてがわかる（上）』（総合法令、1994年）3頁。中国共産党第14回全国代表大会（1992年10月）で、江沢民前総書記の報告「90年代の経済改革の主要のテンポの加速を上げ、国有企業の経営メカニズムの転換がその中心ポイント」（『人民日報（1992年10月21日）』の記事を参照。

49) 「党の14大報告誕生記」（『人民日報』1992年10月24日の記事）を参照。

人民日報の解説で用いられている「社会主義市場経済」の理論付けについては幾つか見解が見られるが、この中から、代表的なものを取り上げて検討してみよう。

まず、市場経済は資本主義からも社会主義からも中立であり、そのいずれとも結びつくことができる。社会主義という形容詞をつけているのは、「社会主義制度の下での」あるいは「社会主義の条件下での」市場経済を意味している。すなわち、中国の国情を基礎にした市場経済であるといえる。中国の国情は社会主義制度であり、その第1は、経済基礎である基本経済制度すなわち所有制と分配制度についてみると、所有制の構造において、公有制（全人民所有制と共同所有制を含む）を主体としてその他の所有制を補充として長期間共同发展を計る。分配制度においては、労働に応じた分配を主体として、その他の分配方式を補充として、効率と公平をはかる。合理的に収入の格差を拡大しつつ両極分化を防ぎ共に富裕になることを実現するということであり、その第2は、中国の社会主義制度の上部構造は、共産党の指導する人民政権であるという原則を維持するということである⁵⁰⁾。

共産党の14届大会以後、社会主義市場経済体制の確立を提起した客観的・現実的な根拠は次のような事由に見据えることができる。①農村では人民公社と統一購入統一販売（強制供出・配給制）を廃止し、農家生産請負責任制と分散とを結びつけた二重経営体制を導入し、郷鎮企業⁵¹⁾を大いに発展させ、農村流通体制の改革に力を入れ、農村経済の市場化を速めること。②国有企業を市場の軌道に乗せ、国有企業に経営自主権を与える様々な政策と措置を講じ、各種関連規定を徹底させることから「全民所有制工業企業法」、「全民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」を制定し、多数の企業では自主的決定権が拡大し、市場の需給関係の変化に応じ

50) 前掲注42), 29-34頁参照。

51) 人民公社時代の社隊企業が1984年に改組され郷鎮企業となった。それは農村における集団所有制企業であり、農村の行政単位である郷、鎮（村）、またはその政府が所有、経営する農村企業である。

て自身の経営活動を調節できるようにすること。③価格調整を自由化することにより、需給の状況によって、市場価格が自動的に変動するメカニズムを形成させること。その結果、1994年には全社会商品のうち、計画によって生産される生産財は30%以下に減り、消費財は10%に満たない程度になっている。④統一購入請負販売の単一な流通方式を変え、多経路の流通ネットワークを作ること。このことにより、生産企業と流通企業の自主権の拡大に従って、自主販売、自由買い付け、生産・販売一体化の流通方式がそれに応じて、国有商業を主導とし、多様な経済要素が参入する流通体制が形成され、市場取引サービスを提供する様々な組織がすでに出現し、その機能を発揮し始めている。⑤マクロの間接コントロール体系を一通り打ち立て、経済運営における財政通貨政策のコントロール機能を発揮させること。および税制を改革し、債務分配に対する税率の調整機能を発揮させること。それによって、投資体制を改革し、資金の交付を貸付に変え、最初は主として経済手段によって投資をコントロールしていたが、各種の経済法規が一通り制定され、健全化することが期待できる。⑥対外経済関係を発展させ、特区を設立し、沿海都市、内陸省の中心都市、沿海・沿江・辺境地帯を開放するなど、国内市場と国際市場の結びつきを加速し、国際市場の通常の規則に則って涉外経済関係を築くようにすること⁵²⁾。現にその効果は顕著にあらわれている。

上述したことから考察すると、中国は共産党14届大会以後社会主義計画経済をやめ、市場による調整機能が重視されるようになった。農村体制や国有企業の経営体制については、自主的な決定権が拡大し、生活財や生産財の調達がおおむね市場価格に変動させ、国家統一販売をやめ、税制の改革も見られた。これによって、中国国有企業の会社化およびその後の会社立法への社会的基礎が作られた。

第14届の共産党大会は社会主義市場経済を樹立した1年後の1993年に開催された第8期全国人民代表大会第1回会議で、憲法の修正案が採択され

52) 前掲注48), 9頁。

た。93年憲法修正案の第7条で、現行憲法第15条の「国家は社会主義公有制の下で計画経済を実行する」が「国家は、社会主義市場経済を実行する」と改正された。この改正によって、市場経済は憲法により確定され、正式に憲法上の地位が樹立され、私営企業などの非公有制経済主体の発展への途が開かれた。その結果、1999年末まで全国の私営企業数は150万社に昇り、その従業員は1,600万人以上に達した⁵³⁾。北京市を例として挙げれば、1988年に私営企業がわずか8件だったのが、1999年には5万件以上に達し、10年で6,000倍以上増加したことになる⁵⁴⁾。このような事実は、私営経済および個人（私営）経済は中国の社会主義市場経済が必要とする重要な経済要素であり、活発な生命力と発展の可能性をもっていることを十分に証明している。

4. 中国における私営企業の法的地位

社会主義市場経済の理論を樹立してから、とりわけ国有企業の株式化（民営化）により、個人は国有企業の一部の株を持つことができるようになった。つまり、従来の国有企業は、国有と個人所有の混合体になった。このような状況の下で、公有財産権と私有財産権の両者が衝突することは避けられないといえよう。以下では、法人の財産権および私有財産権について若干検討を加える。

現行憲法は、1982年において改革開放政策に基づき公布された。そこでは、非公有制経済が憲法の承認により、急速な成長を成し遂げた。同時に、私有財産権の保護は、非公有制経済の発展と存続にかかわる重大な問題として議論されることになった。その後の憲法修正案は、いずれも非公有制経済と私有財産権に注目し、それを保護するための一連の改革が行なわれてきた⁵⁵⁾。

53) 郭, 前掲注45), 188頁 (私営企業の発展状況1989~2001) を参照されたい。

54) 華夏, 前掲注4), 45頁。

55) 華夏, 前掲注4), 46頁。

2004年3月に全国人民代表大会（全人代）の第10期第2回の会議において、現行憲法の第4度目の改正が行われた。2004年の憲法改正は、私有財産の保護を明確化したと共に「三つの代表論」がマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論と並ぶ国家指導理念として位置付けられている。「三つの代表」とは、①先進的生産力の発展要求、②先進的文化の前進方向、③中国の最も広範な人民の根本利益であるが、これら三つを代表するのが中国共産党であるとする考え方である。「三つの代表論」は、すでに発展されてきた私営企業を酌情する執政党である共産党の位置付けを強化するものと考えられるが、「三つの代表」思想は共産党の支持基盤を私営企業家にも広げて、民間経済の役割を高める狙いもある。つまり2004年の憲法改正には、私営企業経営者は「社会主義事業の建設者」の地位が付けられ、社会主義労働者と並ぶこととなり、中国の政治経済社会の正当な構成員としての地位が確立されている⁵⁶⁾。

私営企業は雇用や税収増をもたらすとともに、私営企業主の中から積極的に政治参加⁵⁷⁾する人々が増えており、私営企業の経営環境の改善に向けた法整備の促進などが私営企業主により求められている。例えば、2007年物権法の採択、2008年6月の国務院（中央人民政府）による「国家知的財産権戦略綱要」の公布、「知的財産権戦略を国家の重要戦略とする」ことの明言など⁵⁸⁾、私営企業を含む多くの企業の法環境が確立されている。

2004年、憲法改正では、「三つの代表論」と同時に、「私有財産権の保護」が明記されるに至った。つまり2004年憲法修正案の第22条によって、現行憲法第13条「合法的に獲得された私有財産は侵害されてはならない」が規定されている。当然の規定のようであるが、「私有財産」の保護を明記したことに意味がある。すなわち、従来の憲法第13条は、「国は公民の合法的収入、貯蓄、家屋とその他の合法的財産の所有権を保護する」と規

56) 拙稿、前掲注36)、40頁。

57) 中国の私営企業主が政治参与の状況は、敖芾芽『私営企業主階層の政治参与』(中山大学出版社、2005年)に参照されたい。

58) 田中信行『入門中国法』(弘文堂、2013年)92頁。

定しているが、保護される個人財産の範囲がはっきりしていなかった。収入、貯蓄、家屋はいずれも生活手段にすぎず、生産手段ではない。しかし、実際には、経済の発展に伴って、多くの私営企業や個人は生活手段を擁しているだけでなく、生産手段も有することになっている。そのため、明確に私有財産権の保護を明記すべきとの要求が強かった。しかも、1999年の憲法改正の際に、「個人経営経済、私営経済などの非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である」（現行憲法第11条1項）と規定されたが、私有財産保護についての規定はなかった。私営企業主らからは私有財産について憲法による保護強化を求める声が強まっていた。2004年の憲法改正は、この流れに沿うものである。

しかし、私有財産権の保護といっても、完全な不可侵を定めたものではなく、「国家は公共の利益のために、法律の定めるところに従い、私有財産を収用することができるが、補償を行う」と規定し（現行憲法第13条2項）、私有財産が場合によっては収用されうることを明確に示している⁵⁹⁾。

5. む す び

資本主義が誕生してから、企業は自然人による個人企業、組合企業および会社企業の三つの典型的な法律形態を創設させたが、これに対し、社会主義が歴史的に形成させた典型的な企業形態には、合作社と国営企業がある。

社会主義での国営企業の組織構造は、近代資本主義諸国における会社制度とはかなり異なる。前者での国営企業は必ずしも営利目的に形成されたわけではなく、行政単位にすぎないために、企業の自主的な経営が保障されず、国家から多様な干渉を受ける。だが、現在の世界各国には、企業の投資者あるいは起業者が法人の設立にあたり、一般的に準則主義を採用し

59) 中国研究『資本主義へ疾走する中国』（射手矢好雄・弁護士執筆の第9章）（日本経済研究センター、2004年）139頁。

ており、根拠法に基づいて企業の形態を選択することができる。

近年、中国には、国営企業は国有企業に転換してから、特に国有企業の株式化（民営化）により、個人は国有企業の一部の株を持つことができるようになった。つまり、従来の国有企業は、国有と個人所有の混合体となった。このような状況の下で、公有財産権と私有財産権の両者が衝突することは避けられないといえよう。けれども、従来、社会主義憲法である中国憲法は、公有財産に神聖不可侵な地位を与えているのに対し、私有財産権にはこのような法的地位を認めていない。1988年、1993年、1999年および2004年の憲法改正によって社会主義市場経済政策が実行され、企業の自主経営・平等競争の原則に基づき、各種所有制経済に平等な地位を与えることを要求すると同時に、その財産権にも平等な地位を与えることを要求している。とにかく、中国の私営企業の成長に伴って、私営企業主の参政により社会的地位が大きく高まっている。企業システムとしては国有企業も営利企業への方向をたどるべきことが必然的な要請であり、現在、中国国有企業株式化の改革政策の下で、国の安全にかかわる重要部門の企業を除いて、国有企業が民営化に転換させている。

それは、従来、国家が国有企業を手厚く保護した結果、国有企業では努力しても、努力しなくても、結果はそれほど変わらない状況が続いてきた。生産効率の低さ、資源浪費の行動が国有企業全体に蔓延し、国有企業の組織改革以前に国民経済が極度に停滞した。そのような経済環境を打破するためには、国有企業の改革が迫られていた。つまり、国家が企業に対する過度な規制・保護をベースとして行き過ぎた形式的な平等社会から決別し、私営企業等の民間活力による経済活動を喚起することが極めて重要であると思われる。

本稿では、中国の私営企業の成長に伴い、私営企業の認容について、憲法の改正を踏まえながら、考察してきたが、特に2004年憲法の改正では私営企業家に「社会主義建設者」の法的地位を与えることによって、私営企業家も政治参入することができた。

とりわけ、中国には社会主義市場経済を樹立してから、企業を真の意味

中国の憲法改正からみた私営企業の認容に関する一考察

で自主的経営、損益自己負担のできる独立した企業法人となり、また全国的に統一市場を形成し、企業を統一市場において自主的に連合し、平等に競争する市場主体とすることが求められることで、従来の国有企業の改革が迫られていると思われる。だが、最も解決が難しいのは、政府と企業の分離である。そこで、国有企業を株式化あるいは民営化することによって、中国の近代企業制度いわゆる会社の道を歩んだ。特に、従来の国有企業においては、生産部門と非生産的補助部門の分離を実現できることで、国有企業および私営企業など、中国の地域経済にも貢献している。また、政府機能においても、行政的な分権化が図られている。行政の分権化によって、私営企業等の非国有企業の発展を促し、地方政府が制御できる資源を増大させ、地域間での横向きの経済連携が強化され、地域間での相互競争が激化し、効率性が高まった。中国の憲法改正に認容されてきた私営企業等の民間活力による地域活性化との関連性については、紙幅の関係で、今後の研究課題として残されている。

[付記] 本稿は2016年10月5日に第33回富士大学花巻市民セミナーおよび2017年4月22日に21世紀コーポレート・ガバナンス研究会で発表した内容に基づき、加筆・修正を加えたものである。

主要参考文献

- 木間正道等著『現代中国法入門』（有斐閣、2012年）
鮎京正訓『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009年）
西村幸次郎『中国憲法の基本問題』（成文堂、1989年）
平野義太郎『人民民主主義憲法への史的展開』（日本評論新社、1956年）
張厚義等編著『中国私営企業発展報告 No.6（2005）』（社会科学文献出版社、2005年）
胡鴻高主編『中華人民共和國法律制度』（三聯書店（香港）、2001年）
拙稿「中国における私営企業の法的地位に関する一考察」（東洋大学院紀要第41集、2004年3月）